

現 行 計 画		計画変更案(くらし安全安心課案)
第3次岡山県消費生活基本計画	岡山県消費者教育推進計画	
第1章 計画の基本的な考え方		第1章 計画の基本的な考え方
第2章 消費生活をめぐる現状と課題		第2章 消費生活をめぐる現状と課題
第3章 目標と取組	第3章 計画の目標と取組	第3章 目標と取組
1 計画の体系図 この計画は、消費生活条例の体系に基づく4つの基本目標と、その下に13の重点目標を定め、総合的に取り組みます。		1 計画の体系図 この計画は、消費生活条例の体系に基づく5つの基本目標と、その下に16の重点目標を定め、総合的に取り組みます。
2 基本目標、重点目標と施策の方向		2 基本目標、重点目標と施策の方向
基本目標Ⅰ 安全・安心な商品・サービスの確保		基本目標Ⅰ 安全・安心な商品・サービスの確保
基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保		基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保
基本目標Ⅲ 自ら考え行動する消費者への支援 消費者が主役となる社会の実現のためには、消費者一人ひとりが、それぞれの価値観や人生設計に応じて合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避し、被害に遭った場合には適切に対処できる能力を身に付け、自立した消費者となる必要があります。 また、持続可能な社会*を形成する上で、消費者が環境や資源・エネルギーなどに与える消費活動の影響を自覚し、これらに配慮した消費行動等を実践することも重要です。 消費者の自立を支援し消費者被害を未然に防止するため、消費者教育を推進するとともに、環境に配慮した消費行動など、社会の一員として持続可能な社会形成に関与していく取組を推進します。 また、消費者の組織的な活動を支援し、消費者団体の交流促進を図るとともに、消費者の意見を県の施策に反映させていきます。 *持続可能な社会=健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと(環境省)		基本目標Ⅲ 消費者教育の推進 消費者が主役となる社会の実現のためには、消費者一人ひとりが、それぞれの価値観や人生設計に応じて合理的な意思決定を行い、危険や被害を認識し、危害を回避し、被害に遭った場合には適切に対処できる能力を身に付けることで、自立した消費者になる必要があります。 そのためには、ライフステージを通じた体系的な消費者教育が重要であり、消費者教育を担う人材の育成をはじめ、関連する教育との連携や幅広い情報の共有などを進めていく必要があります。 <u>このため、県消費生活センターを消費者教育の拠点として、同センターに配置した消費者教育コーディネーターを中心に、多様な主体と連携・協働して、必要な取組を着実に推進します。</u> 特に、民法の成年年齢の引下げに対応するため、高校生など若年者に対する実践的な消費者教育に重点を置いて取り組みます。
<重点目標1> 消費者教育の推進 社会的役割を認識し自立した消費者を育成するため、「岡山県消費者教育推進計画」に基づき、各種機関や施策等と連携して消費者教育を推進します。 また、県消費生活センターを消費者教育の拠点と位置付けて、消費者教育を推進するコーディネーターを配置し、多様な主体が連携・協働した体制づくりを進めるとともに、消費者教育の人材(担い手)の育成に取り組みます。		
		<b>*消費者教育コーディネーター</b> 消費者教育コーディネーターは、消費者教育推進の要として、関係する人や情報・資源などを結び付け、多様な主体の連携・協働を促進することにより、 <u>県域の消費者教育をより良い方向に牽引する役割を担っています。</u> (主な役割) ○消費者行政と教育行政、消費生活相談現場と教育現場、消費者教育に関するニーズと人材や資源などを結び付け、様々な面からの連携・協働を促進する。 ○教員や地域の推進役をはじめ県域の消費者教育の担い手を育成・支援する。 ○経験やネットワーク等を生かして、消費者教育に係る取組を企画・提案し、実践・支援する。 ○地域における消費者教育の推進に向けて、市町村などの取組に対して、助言・支援する。
(施策の方向1) 体系的な消費者教育の実施 消費者教育は、知識を一方向的に与えるのではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上を目指して行われるべきものです。 このため、幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、また、家庭、学校、地域、職域等の様々な場の特性に応じた消費者教育が受けられるよう、ライフステージに応じた体系的な取組を推進します。	基本目標Ⅰ ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の実施 消費者教育は、知識を一方向的に与えるのではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上を目指して行われるべきものです。 このため、幼児期から高齢期まで、それぞれの時期に応じ、また、家庭、学校、地域、職域その他の様々な場の特性に応じた消費者教育が受けられるよう、ライフステージに応じた体系的な取組を推進します。	<b>&lt;重点目標1&gt; 体系的な消費者教育の実施</b> 消費者教育は、生涯を通じて、消費生活に関わる実践的な能力を育むことを目指して行われるべきものです。 <u>このため、幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて、学校、地域、家庭、職域などの場に応じて、また、年齢や障害の有無などの特性にも配慮して、体系的に消費者教育を推進します。</u>
	<b>&lt;重点目標1&gt; 学校教育等での消費者教育の推進</b> 学校教育では、教育基本法や学校教育法の基本理念を踏まえ、児童生徒の「生きる力」を育むことを目指しており、近年、児童・生徒のインターネット・携帯電話などによる消費者被害の増加に伴い、学校教育等で情報通信機器を適切に活用する能力を身につけさせることも重要になっていることから、新しい学習指導要領に基づき、児童生徒が自立した消費者として成長するための基盤を培う消費者教育に関する授業や外部講師による啓発講座等を実施することで、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。	(施策の方向1)学校教育等での消費者教育の推進 学校教育では、教育基本法や学校教育法の基本理念を踏まえ、児童・児童・生徒の「生きる力」を育むことを目指しており、消費者教育については、学習指導要領等に基づき、社会科や家庭科などの教科で実施するとともに、児童・生徒等のインターネット利用に伴うトラブル等が深刻化している状況等を踏まえ、特別活動等を含む教育活動全体の中で効果的に推進します。 今日、社会で主体的に生きる消費者を育むための教育が求められていることから、 <u>学校等において、国や県が作成した実践的な消費者教育教材を活用した授業等を推進するとともに、大学等においては、県消費生活センターが実施する消費者啓発セミナーなどにより、実践的な消費者教育の取組を支援します。</u> また、こうした消費者教育の取組を通じて、 <u>生徒・学生等の実際の消費者トラブルに対しても、高等学校や大学等と消費生活センター等が円滑に連携して対応できる関係の構築を進めます。</u>
	<b>&lt;重点目標2&gt; 地域社会での消費者教育の推進</b>	(施策の方向2)地域社会での消費者教育の推進

現 行 計 画		計画変更案(くらし安全安心課案)
第3次岡山県消費生活基本計画	岡山県消費者教育推進計画	
	<p>自立した消費者を育成するためには、地域においても消費者教育に取り組むことが重要です。県や市町村の消費生活センター・消費生活窓口は、消費者被害の相談だけでなく、商品・サービスの基礎知識や契約知識について情報を発信する役割を担うことで、地域の消費生活を支えており、啓発活動の一環として各種講座等を実施しています。</p> <p>そこで、岡山県消費生活センターを消費者教育の拠点と位置付け、消費者教育の中心となるコーディネーターを配置し、市町村や関係団体などと連携して、高齢者や若者等にライフステージに応じた学習の機会や情報を提供するとともに、高齢者等を地域で見守る安全安心ネットワークの構築に努めます。</p>	<p>学校卒業後のライフステージにおいては、地域社会での消費者教育が重要です。</p> <p>このため、県消費生活センターが実施する消費生活講座や消費者啓発セミナー、岡山県金融広報委員会が実施する金融広報アドバイザーの派遣などにより、消費者教育の機会を広く提供するとともに、消費者被害撲滅キャンペーンをはじめ、消費生活情報誌やホームページ等を活用して、県域での啓発を推進します。</p> <p>また、市町村において、<u>地域コミュニティや社会教育施設等と連携して講座を開催したり、高齢者等の見守りネットワークの枠組みを生かして見守る側・見守られる側双方への教育・啓発を進める取組を支援します。</u></p> <p><u>障害のある人の安全安心な消費生活を支えるために、県消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害の特性に配慮した消費者教育教材の開発や啓発講座等に取り組みます。</u></p>
	<p><b>(施策の方向4) 家庭での消費者教育の推進</b></p> <p>家庭では、金銭管理や物を大切に扱うことをはじめ、環境教育や食育、携帯電話やインターネットの使い方や危険性などについて子どもに身に付けさせるなど、保護者による教育が重要であり、県では、子どもだけでなく、保護者自身も携帯電話などの使い方や危険性などの消費者問題を認識してもらうため、家庭での消費者教育を支援する啓発活動や情報提供に努めます。</p>	<p><b>(施策の方向3) 家庭での消費者教育の推進</b></p> <p>家庭では、金銭管理や物を大切に使うことをはじめ、携帯電話やインターネットの正しい使い方や危険性などについて子どもに身に付けさせることや、学校教育等での学びを生活の中で定着させる面からも、保護者による教育が重要です。</p> <p>このため、<u>地域での消費者啓発セミナーの開催や学校の保護者会・PTA活動等へのスマホ・ネットアドバイザーの派遣などにより、保護者が身近なところで学べる機会、また、子どもと共に学ぶことのできる機会の充実や情報提供に努めます。</u></p>
	<p><b>&lt;重点目標3&gt; 職域での消費者教育の推進</b></p> <p>消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業員に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」とされており、県では、職域での消費者教育を支援します。</p>	<p><b>(施策の方向4) 職域での消費者教育の推進</b></p> <p>就職して社会に出ると、主体的に消費活動を行う機会が増えますが、その際、学校教育の中で得た知識と、社会に出てから必要となる知識は異なる面もあることから、事業者の従業員に対する消費者教育が求められています。</p> <p>このため、県では、新入社員研修などに県消費生活センター等から講師を派遣するなど、職域での消費者教育を支援します。</p>
<p><b>(施策の方向2) 消費者教育の人材の育成</b></p> <p>家庭、学校、地域、職域その他の様々な場において、消費者教育を活性化していくためには、単独の主体だけではなく、県民生活部、保健福祉部、教育委員会、消費者団体等の様々な関係者が、相互に連携して取り組むことがより効果的です。</p> <p>さらに、専門家(弁護士、司法書士等)を積極的に活用しながら、地域住民の意識を高めていくとともに、多様な消費者教育の機会を充実することも重要です。</p> <p>消費者教育コーディネーターを中心に、消費者教育を担う多様な関係者の間に立って連携・協働した体制づくりを推進し、学校や地域等での消費者教育の人材(担い手)の育成に取り組めます。</p>	<p><b>基本目標Ⅱ 消費者教育の人材(担い手)の育成</b></p> <p>家庭、学校、地域、職域その他の様々な場において、消費者教育を活性化していくためには、単独の主体だけではなく、県民生活部、教育委員会、保健福祉部、消費者団体等の様々な関係者が、相互に連携して取り組むことがより効果的です。</p> <p>さらに、専門家(弁護士、司法書士等)を積極的に活用しながら、地域住民の意識を高めていくとともに、多様な消費者教育の機会を充実することも重要になります。</p> <p>このような消費者教育を担う多様な関係者をつなぐためには、間に立って調整をする役割を担うコーディネーターが重要な役割を果たすこととなります。</p> <p>このため、岡山県消費生活センターが消費者教育の拠点となって、多様な主体が連携・協働した体制づくりが進むよう、消費者教育を推進するコーディネーターを配置し、消費者教育の人材(担い手)の育成に取り組めます。</p>	<p><b>&lt;重点目標2&gt; 消費者教育を担う人材の育成</b></p> <p>ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進するためには、学校、地域、職域などの場において、多様な人材が適切に教育に関わっていくことが必要となります。</p> <p>このため、県消費生活センターを中心に、研修等を通じて、教職員、消費生活相談員、消費者行政担当職員、消費者団体関係者、福祉関係者など幅広い人材を、その役割に応じた消費者教育の担い手として育成するとともに、弁護士や司法書士などの専門家を含め教育の担い手の間での連携・協働を促進します。</p>
	<p><b>&lt;重点目標1&gt; 幼・小・中・高等学校等における教員の指導</b></p> <p>幼・小・中・高等学校等の教員には、消費者教育の推進役としての役割が期待されることとなり、その指導力の向上を図ることが重要となります。</p> <p>国は教科横断的なカリキュラム開発や教材を開発しており、それらの活用を幼・小・中・高等学校等の教員に働きかけるとともに、岡山県消費生活センターの教員向け研修会を活用するなど、教員研修の充実を図ります。</p>	<p><b>(施策の方向1) 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上</b></p> <p>幼・小・中・高等学校等の教員は、児童・生徒が、発達段階に応じて、自ら考え自ら行動する実践的な能力が身に付くよう、指導力の向上を図ることが重要です。</p> <p>このため、<u>消費者教育コーディネーターを中心に、教員向けに、実践的な消費者教育教材を活用した授業等に関する研修を実施するとともに、県や市町村の教育委員会等とも連携して、教員への効果的な研修等の機会の提供に努めます。</u></p> <p><u>こうした研修等を通じて、実際の消費者トラブルや消費生活センターの役割等に対する教員の理解を深め、消費生活センターと教育現場との連携を促進します。</u></p>
	<p><b>&lt;重点目標2&gt; 大学等における教職員の指導力の向上</b></p> <p>大学等での消費者教育や啓発活動は、学生のみならず、教員、職員に対しても実施することが求められています。また、学生の生活支援を行う部署が消費者問題について適切な対応ができるよう、岡山県消費生活センターや岡山県金融広報委員会の講座を活用した大学等における教職員の指導力の向上の取組を支援します。</p>	<p><b>(施策の方向2) 大学等における教職員の指導力の向上</b></p> <p>大学等での学生への消費者教育や啓発を効果的に推進するためには、教員や職員において、消費者問題への理解が図られていることが重要です。</p> <p>このため、<u>消費者教育コーディネーターを中心に、消費者啓発セミナー等を活用した研修等を通じて、学生に対する教職員の指導力の向上が図られるよう支援するとともに、学生の消費者トラブルに対して、学生支援部門等が円滑に対応できるよう、大学等と消費生活センター等との連携を促進します。</u></p>
	<p><b>&lt;重点目標3&gt; 地域人材の育成</b></p> <p>岡山県消費生活センターを、消費者教育の拠点として位置付け、地域における消費者教育の調整役(コーディネーター)を配置し、市町村や消費者団体などと連携しながら、地域人材の育成に努めます。</p>	<p><b>(施策の方向3) 地域人材の育成</b></p> <p>地域での消費者教育を推進していくためには、市町村の消費生活相談員や消費者行政担当職員など中心となる人材が必要です。</p> <p>このため、<u>消費者教育コーディネーターを中心に、消費者教育の進め方などに関する研修を実施するとともに、地域の取組を支援しながら、市町村における消費者教育の推進役の育成を目指します。</u></p> <p>また、<u>地域の消費者団体関係者や福祉関係者等を対象とした講座の実施により、高齢者等を身近に見守り、啓発することができる人材の育成を図ります。</u></p>
(施策の方向4) 関連施策及び関連教育との連携	基本目標Ⅲ 他の消費生活に関連する施策及び他の関連する教育との連携	<b>&lt;重点目標3&gt; 他の関連する教育との連携</b>

現 行 計 画		計画変更案(くらし安全安心課案)
第3次岡山県消費生活基本計画	岡山県消費者教育推進計画	
<p>これからの持続可能な社会の形成のため、消費者は、社会の多様性や将来に対する責任、資源やエネルギーの有限性などにも目を向け、自ら考え行動することが大切です。</p> <p>環境教育により消費行動が環境に与える影響について知識を深めることは、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育と深く関係しています。</p> <p>また、食育については、食に関する様々な経験を通じての健康な人づくりを目指すことから、消費者が栄養バランス等の観点から適切な量と質の食事の選択をすること、栄養成分表示を活用すること等に加え、食を通じた人と人のつながりづくりなど、地域全体で消費者教育等の視点を含めた食育を効果的に推進します。</p> <p>さらに、国際理解教育、金融・金銭教育も含め、消費生活に関連する施策及び教育と連携しながら、消費者教育を効果的に推進します。</p>	<p>消費者施策の中で、消費者の安全・安心の確保は最も重要な事項であり、消費者に対して、きめ細かい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、食品の安全に関する消費者の理解を深めるためにリスクコミュニケーションを促進するなど、関連する施策と連携した消費者教育を推進します。</p> <p>次に、県民の意見を反映した消費生活行政を推進するために、岡山県消費生活懇談会（岡山県消費者教育推進地域協議会）を運営するとともに、消費生活に関する県民意識調査の結果等を消費者教育など消費者行政に反映します。</p> <p>さらに、消費生活相談窓口の充実・強化や消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、相談窓口等について広く県民に啓発するなど、自ら考え行動する自立した消費者を支援するための消費者教育を推進します。</p> <p>また、消費者教育推進法第3条では、「環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携を図ること」を求めており、これらの教育と連携しながら、消費者教育を効果的に推進します。</p>	<p>環境教育、食育、金融教育、情報教育などは、それぞれ独自の目的を持っていますが、消費者としての自立を支援し、また、より良い社会の発展に向けた行動を促すなどの面で、消費者教育と重なるものです。</p> <p>そのため、これらの教育と消費者教育との関連に着目し、連携して取り組むことにより、一層効果的な教育を推進します。</p>
	<p><b>&lt;重点目標4&gt; 環境教育との連携</b></p> <p>環境教育は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づいて推進されていますが、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）の視点を取り入れた環境教育の実践が重要となっており、環境に対する知識や考えのほか、社会の多様性や将来に対する責任、資源やエネルギーの有限性など、自ら考え、自ら行動する人づくりを推進しています。</p> <p>こうした施策は、生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムの理解や環境とのバランスを考えた日常の消費生活や事業活動などへ結び付くものであり、消費者教育の側面からも効果的です。</p> <p>消費生活の足場ともいえる環境保全や、そのために行われる環境教育は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育との関わりが深いことから、その点を意識して連携を図ることで消費者教育の効果を高めます。</p>	<p><b>(施策の方向1) 環境教育との連携</b></p> <p>環境教育においては、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）の視点を取り入れた教育の実践が重要となっており、環境に対する知識や考えのほか、社会の多様性や将来に対する責任、資源やエネルギーの有限性など、自ら考え、自ら行動する人づくりを推進しています。</p> <p>3R（廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再利用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle））の推進など、消費生活での実践につながる環境教育は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育との関わりが深いことから、その点を意識して、体験型の環境学習や学校教育における環境教育に取り組むことで、消費者教育との効果的な連携を図ります。</p>
	<p><b>&lt;重点目標5&gt; 食育との連携</b></p> <p>食育は、食育基本法に基づいて推進されていますが、食育の取組の中で、マナーの習得、食への感謝の念、地産地消の推進といった取組は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育の課題でもあります。</p> <p>また、栄養バランス等の観点から適切な量と質の食事を選択すること、食品の安全性に関する知識と理解を深めることは、栄養表示を含めた食品表示の適切な理解に向けた、消費者教育と密接な関係があることから、食育と消費者教育との連携に努めます。</p>	<p><b>(施策の方向2) 食育との連携</b></p> <p>食育の取組の中で、マナーの習得、食への感謝の念、地産地消の推進といった取組は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育の課題でもあります。また、栄養バランス等の観点から適切な量と質の食事を選択すること、食品の安全性に関する知識と理解を深めることは、栄養表示を含めた食品表示の適切な理解に向けた消費者教育と密接な関係があります。</p> <p>このため、家庭、地域、学校、生産流通などそれぞれの領域において、食育と消費者教育との効果的な連携に留意して取り組みます。</p>
	<p><b>&lt;重点目標7&gt; 金融教育との連携</b></p> <p>金融教育の意義・目的は、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを可能にするとともに、健全で質の高い金融商品や金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくことにあります。</p> <p>県民一人一人が、金融リテラシーを身に付けるためには、金融や経済についての知識のみならず、家計管理や将来の資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣・能力を身に付けることや、保険商品、ローン商品、資産形成商品といった金融商品の適切な利用選択に必要な知識・行動について、理解することが重要です。</p> <p>これらの金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で、必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融教育と連携した消費者教育を推進します。</p>	<p><b>(施策の方向3) 金融教育との連携</b></p> <p>金融教育の意義・目的は、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを可能にするとともに、健全で質の高い金融商品や金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくことにあります。</p> <p>金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で、必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融教育と連携した消費者教育を推進します。</p>
		<p><b>(施策の方向4) 情報教育との連携</b></p> <p>高度情報通信ネットワーク社会の進展により、電子商取引やSNSによるコミュニケーションなどが急速に拡大する中、消費生活においても情報化への対応が非常に重要になっています。</p> <p>今日、便利で安全安心な消費生活を送るためには、<u>生活の中での実践的な能力として、情報モラルや情報リテラシーを身に付けることが必要となっており、そうした面から、消費者教育と情報教育が連携していくことが効果的です。</u></p> <p>そのため、教員など教育の担い手等が、関連する教科での取組とともに、児童生徒のネット依存、SNSトラブル、ネット被害・加害などの「スマホ・ネット問題」への取組を含め、これらに関する情報（講座・講師派遣、WEBサイト、教材など）を広く共有し、有効に活用できるよう努めます。</p>
		<p><b>(施策の方向5) その他の関連する教育との連携</b></p>

現 行 計 画		計画変更案(くらし安全安心課案)
第3次岡山県消費生活基本計画	岡山県消費者教育推進計画	
		<p>法教育や国際理解教育は、消費者教育と重なり合う部分が多く、関連して取り組むことにより、高い効果が期待できます。</p> <p><u>(法教育)</u> 商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後には、私法の基本的な考え方(契約自由の原則など)があり、自立した消費生活を営むためには、その理解が必要となります。</p> <p>そのため、法教育の視点を導入して県が開発した消費者教育教材の有効な活用などにより、法教育と連携した消費者教育を推進します。</p> <p><u>(国際理解教育)</u> 国際理解教育は、社会経済の国際化の進展に合わせて、海外の文化や外国の人々との接点を理解し、地球規模の社会問題(環境や資源など)を考えることを狙いとしており、内外の社会情勢及び地球環境に与える影響を自覚する点で、消費者市民社会の形成に向けた教育と深く関係していることから、学校教育等における国際理解教育と消費者教育との連携に努めます。</p>
	<p><b>&lt;重点目標6&gt; 国際理解教育との連携</b> 国際理解教育は、社会経済の国際化の進展に合わせて、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、地球規模の社会問題(環境や資源など)を考えさせることを狙いとしており、内外の社会情勢及び地球環境に与える影響を自覚する点で、消費者市民社会の形成に向けた教育と深く関係していることから、国際理解教育と消費者教育との連携に努めます。</p>	
<p><b>(施策の方向3) 消費者に対する情報提供</b> 消費者被害の未然防止のため、消費生活センターに寄せられる消費者トラブルを様々な角度から分析し、新聞、テレビ等の広報媒体の活用、チラシ、パンフレットの配布やホームページ、SNS等により、きめ細かな情報を迅速かつ的確に提供します。</p>	<p>(基本目標Ⅲ・重点目標1) (施策の方向1) 消費者に対する情報提供 各種の消費生活に関する講座の開催、消費生活情報紙の発行、チラシ・パンフレットの配布やホームページの充実等により、消費者に対し、安全・安心に関する情報を提供します。 また、講座への参加が困難な高齢者等に対しては、市町村や消費者団体、福祉団体などと連携した見守り・声かけ活動などを通じて、安全・安心に関する情報を提供します。</p>	<p><b>&lt;重点目標4&gt; 情報の提供と共有</b> 豊かで安全安心な消費生活のためには、必要な情報が迅速かつ的確に提供されなければならず、また、消費者教育の推進のためには、幅広い情報が提供・共有された上で、有効に活用できることが必要です。 そのため、消費者や教育の担い手等に対して、適切に情報を提供し、その効果的な活用が図られるよう取り組みます。</p>
		<p><b>(施策の方向1) 消費者への情報の提供</b> 消費者被害の未然防止のため、消費生活センターに寄せられる消費者トラブルを様々な角度から分析し、新聞、テレビ等の広報媒体の活用、チラシ、パンフレットの配布やホームページ、SNS等により、きめ細かな情報を迅速かつ的確に提供します。</p>
		<p><b>(施策の方向2) 消費者教育の担い手における情報共有</b> 消費者教育を効果的に推進するためには、教員など消費者教育の担い手等において、ライフステージを通じた教育の見通しの下に、それぞれのステージでの取組や活用できる資源等に関する情報が共有されていることが重要です。 そのため、これらの情報を県消費生活センターや関係機関のホームページ等を通じて幅広く提供するとともに、本県の消費者教育の取組について、講座・講師派遣、WEBサイト、教材などに関する情報を集約して、共有と活用の促進を図ります。</p>
		<p><b>基本目標Ⅳ 消費者の主体的な活動への支援</b> 公正で持続可能な社会を実現するためには、消費者一人ひとりが、人や社会、環境に配慮した消費行動など、社会の一員として、より良い社会の発展のために積極的に関与することが求められます。 このため、消費者教育での学びを基盤として、消費者意識の醸成を図るとともに、環境に配慮した消費行動など消費者の主体的な活動を促進するための取組を推進します。 また、消費者の組織的な活動を支援し、消費者団体の交流促進を図るとともに、消費者の意見を県の施策に適切に反映させていきます。</p>
<p><b>&lt;重点目標2&gt; 環境にやさしい消費生活の促進</b> 日常生活において利便性の向上が追求され、経済社会が大量生産、大量消費、大量廃棄型へと移行してきたことの反省や持続可能な社会の形成のため、省資源・省エネルギー等環境に配慮した行動の実践が求められています。 消費者が環境に負荷を与えない消費生活を送ることができるよう、適切な情報提供を行うとともに、事業者や消費者と協働した実践・啓発運動を展開します。</p>		<p><b>&lt;重点目標1&gt; 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の推進</b> 公正で持続可能な社会を目指して、人や社会・環境に配慮した消費行動である「倫理的消費」(エシカル消費)への関心が高まっています。 こうした観点から、消費者が、適切に商品やサービスを選択し、環境などに配慮した消費生活を送ることができるよう、適切な情報提供を行うとともに、事業者や消費者と協働した実践・啓発運動を展開します。</p>
		<p><b>(施策の方向1) 人や社会、環境に配慮した消費者意識の醸成</b> 公正で持続可能な社会を実現していく上で、消費者の行動においても、人や社会、環境など、広い視点からの配慮が求められてきており、講座やイベント等を通じて、そうした意識の醸成を図ります。</p>
<p>(施策の方向1) 「もったいない」運動の実践 (施策の方向2) 地球温暖化防止対策の推進</p>		<p>(施策の方向2) 「もったいない」運動の推進 (施策の方向3) 地球温暖化防止対策の推進</p>
		<p><b>(施策の方向4) 食品ロス削減の推進</b> まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」については、その半分が一般家庭からと言われており、買い過ぎない、食材を使い切る、食べ切等食品ロスを減らすライフスタイルの定着に向け、啓発や情報提供を市町村と連携して行うとともに、飲食店等の事業者にも協力を働きかけながら、県民等の削減行動を推進します。</p>
<p>&lt;重点目標3&gt; 消費者の組織活動の促進 &lt;重点目標4&gt; 消費者の意見の反映</p>		<p>&lt;重点目標2&gt; 消費者の組織活動の促進 &lt;重点目標3&gt; 消費者の意見の反映</p>

現 行 計 画		計画変更案(くらし安全安心課案)
第3次岡山県消費生活基本計画	岡山県消費者教育推進計画	
<b>基本目標Ⅳ 消費者被害の防止・救済</b> <b>&lt;重点目標1&gt; 消費者被害の防止</b> 身近な市町村で消費生活相談に適切に対応できるよう支援すると共に、高度なノウハウ等を必要とする複雑・困難事案については、県内消費生活相談の中核機関として、県消費生活センターで対応するなど、県がバックアップしながら市町村と連携して消費生活相談体制を充実し、あわせて消費者教育を推進していきます。 また、高齢者等の見守りネットワーク構築など地域の消費者問題解決力向上を支援するとともに、消費者の権利を擁護する制度の普及等により消費者被害の防止を図ります。		<b>基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済</b> <b>&lt;重点目標1&gt; 消費者被害の防止</b> 身近な市町村で消費生活相談に適切に対応できるよう支援するとともに、高度なノウハウ等を必要とする困難事案への対応については、県内消費生活相談の中核機関として、県消費生活センターがバックアップするなど、市町村と連携して県域の消費生活相談体制を充実し、あわせて被害防止のための消費者教育を推進していきます。 また、高齢者等の見守りネットワーク構築など地域の消費者問題解決力の向上を支援するとともに、 <u>効果的な施策推進のために、消費者教育と消費者被害防止に係る取組の一体的な推進に努めます。</u> あわせて、消費者の権利を擁護する制度の普及等により消費者被害の防止を図ります。
<b>(施策の方向1) 県消費生活センターの充実</b> 県消費生活センターは、県内の消費生活相談窓口の中核機関として、広域的見地や専門的知識を必要とする相談等に対応するため、研修等による相談員のレベルアップや弁護士による法律特別相談などにより、一層の対応機能充実を図ると同時に、市町村の消費生活センター等の相談体制を支援します。 また、全国消費生活情報ネットワークシステム(P I O-N E T :パイオネット)の活用や弁護士等を交えての研究会の開催により相談事例の研究を行い、その成果を生かした情報提供や消費者教育を行います。 このほか、消費者教育コーディネーターを中心に、消費者教育の拠点としての機能を充実します。	<small>(基本目標Ⅲ・重点目3) (施策の方向1) 岡山県消費生活センターや市町村の相談体制の充実</small> 県や市町村における相談窓口の充実・強化や相談員等の人材の確保と資質の向上を図るとともに、そうした相談窓口等について広く県民に啓発します。	<b>(施策の方向1) 県消費生活センターの充実</b> 県消費生活センターは、県内の消費生活相談窓口の中核機関として、広域的見地や専門的知識を必要とする相談等に対応するため、研修等による相談員のレベルアップや弁護士による法律特別相談などにより、一層の対応機能の充実を図ると同時に、 <u>それぞれの市町村の消費生活相談体制の状況に応じて、その充実を支援します。</u> また、全国消費生活情報ネットワークシステム(P I O-N E T :パイオネット)の活用や弁護士等を交えての研究会の開催等により、相談事例の研究を行い、その成果を生かした情報提供や消費者教育を行います。 このほか、 <u>民法の成年年齢の引下げに向け、消費者教育の拠点として、高等学校や大学等と連携して若年者の消費者教育を推進しつつ、生徒・学生などの消費者トラブルに対しても、円滑に連携して対応できる関係の構築を進めます。</u> <u>さらに、障害のある人が、地域で安全安心な消費生活を送れるよう、障害の特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、支援機関等とのネットワークづくりを進めます。</u>
<b>(施策の方向2) 市町村の相談体制充実への支援</b> 消費者に最も身近な市町村の消費生活センターや相談窓口は、地域の消費者被害の未然防止、救済及び消費者教育の拠点として重要な役割が期待できます。 市町村に対して消費生活相談・消費者教育に対応できる人材育成の取組を支援するとともに、消費生活センターの設置や専門相談員の配置を働きかけます。 また、消費生活相談業務に対して、相談員のレベルアップ、消費生活情報の提供、困難事例への助言や、地域の状況に応じた啓発活動についての先進事例の情報提供等の支援を行います。	<small>(基本目標Ⅲ・重点目3) (施策の方向1) 岡山県消費生活センターや市町村の相談体制の充実</small> 県や市町村における相談窓口の充実・強化や相談員等の人材の確保と資質の向上を図るとともに、そうした相談窓口等について広く県民に啓発します。	<b>(施策の方向2) 市町村の相談体制等充実への支援</b> 消費者に最も身近な市町村の消費生活センターや相談窓口は、地域の消費者被害の未然防止、救済及び消費者教育の拠点としての役割が期待されています。 そのため、市町村において、消費生活相談や消費者教育の中心となる人材を育成できるよう支援するとともに、消費生活センターの設置や専門相談員の配置を働きかけます。 また、市町村での消費生活相談対応の向上のため、県消費生活センターにおいて、相談員等のレベルアップ研修等を実施するとともに、困難事案への助言などそれぞれの市町村の状況に応じて必要な支援を行います。 <u>あわせて、消費者教育コーディネーターを中心に、市町村での消費者被害防止のための消費者教育や啓発についての取組を支援します。</u>
<b>(施策の方向3) 地域の見守りネットワーク構築の促進</b> 消費者被害を防止するため高齢者及び障害のある人等に対して、ホームヘルパー、ケアマネジャー、民生委員、事業者などと連携した地域の見守りネットワークの構築を促進します。 また、あわせて消費者安全法の「消費者安全確保地域協議会」の設置に向け関係機関等との調整を進めるなど、市町村・地域の高齢者等の消費者被害防止の取組を主体的に支援します。		<b>(施策の方向3) 地域の見守りネットワーク構築の促進</b> 高齢者等の消費者被害を防止するため、各市町村において、消費者行政部門が福祉部門や警察等と連携し、地域の関係機関等の協力のもとに、先行する福祉分野の取組などとの協働に留意しつつ、見守りネットワークの構築が進められるよう支援します。 <u>あわせて、その枠組みを生かした見守る側・見守られる側双方への消費者教育を、講座等を通じて支援し、地域の消費者被害防止への対応力を高めます。</u> また、消費者安全法の「消費者安全確保地域協議会」の設置に向け関係機関等との調整を促進するなど、市町村・地域の高齢者等の消費者被害防止の取組を主体的に支援します。
<b>(施策の方向4) 消費者の権利擁護</b> <b>&lt;重点目標2&gt; 消費者被害からの救済</b>		<b>(施策の方向4) 消費者の権利擁護</b> <b>&lt;重点目標2&gt; 消費者被害からの救済等</b>
<b>3 計画期間中の重点施策</b> <b>&lt;施策1&gt; 消費者教育の推進</b> 情報化社会の進展等に伴い幅広い世代に消費者被害が発生していることから、消費者被害の防止と、それぞれの価値観や人生設計に応じて合理的な消費活動ができる、自立した消費者の育成のため「岡山県消費者教育推進計画」に基づき、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進します。 (施策例) ・消費生活講座(セミナー)の実施 ・消費者教育を行う教員への研修の実施 ・学校教育における消費者教育のための教材作成	<b>2 計画期間中の重点施策</b> <b>&lt;重点施策2&gt; 学校教育における消費者教育の推進</b> 新しい小・中・高等学校の学習指導要領では、消費者教育の教育内容の充実が図られており、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、各教科において充実した消費者教育が行われるよう努めます。また、教科だけでなく、総合的な学習の時間における教育活動など、教育活動の全体を通じて、全ての児童・生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進し、自立した消費者市民を育てるよう、消費者教育の充実に努めます。 (施策例) ・消費者教育を推進するコーディネーターの配置 ・地域で見守る安全安心ネットワークの構築 ・消費生活サポーター講座、消費者啓発セミナー等の実施 ・消費者被害防止啓発活動の推進	<b>3 計画期間中の重点施策</b> <b>&lt;施策1&gt; 消費者教育の推進</b> 情報化社会の進展等に伴い幅広い世代に消費者被害が発生していることから、消費者被害の防止と、それぞれの価値観や人生設計に応じて合理的な消費活動ができる、自立した消費者の育成のため、 <u>次の3点を中心に、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進します。</u> <b>(1)若年者への消費者教育の推進</b> 民法の成年年齢引下げに向けて、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、 <u>自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、学校等における実践的な消費者教育を推進します。</u> (施策例) ・ <u>学校教育等における実践的な消費者教育教材を活用した授業等の普及促進</u> ・ <u>若年者への消費者教育を担う教員等への研修の実施充実</u> ・ <u>学校・大学等における消費者啓発セミナー等の実施促進</u> ・ <u>消費生活相談現場(消費生活センター等)と教育現場(高等学校・大学等)との連携の強化促進</u>
	<b>&lt;重点施策1&gt; 高齢者・障害のある人を中心とした消費者教育の推進</b>	<b>(2)消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進</b>

現 行 計 画		計画変更案(くらし安全安心課案)
第3次岡山県消費生活基本計画	岡山県消費者教育推進計画	
	<p>岡山県消費生活センターを消費者教育の拠点として位置付け、消費者教育の中心となるコーディネーターを配置し、保健福祉部、市町村や関係団体などと連携して、高齢者・障害のある人等、地域で消費者被害に遭うリスクの高い消費者を中心に消費者教育を実施するとともに、民生委員や消費者団体、町内会、福祉関係者などに対しても、消費者教育を実施し、高齢者・障害のある人等を地域で見守る安全安心ネットワークの構築に努めます。</p> <p>(施策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育に関する授業等の充実・教員の指導力向上</li> <li>・外部講師を活用した啓発講座の実施・岡山県消費生活センター</li> <li>・岡山県金融広報委員会等と連携した取組の推進</li> </ul>	<p>年齢、性別、障害の有無のほか、消費生活に関する知識の量や情報通信機器の利用状況などの消費者の特性に配慮しつつ、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた学びの機会を提供できるよう取り組みます</p> <p>(施策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人に配慮した教材の開発と講座の実施</li> <li>・公民館等での生涯学習活動や企業等との連携による、幅広い層への消費者啓発講座等の実施促進</li> <li>・消費者教育コーディネーターを中心に、市町村での消費者教育の推進役の育成と取組の支援</li> <li>・地域の見守りネットワークの枠組みを活用した、見守る側・見守られる側への消費者教育の推進</li> </ul>
		<p><b>(3)高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進</b></p> <p>インターネット等の有用性を理解しつつ、情報セキュリティやリスクに対する意識や情報モラルを高め、情報リテラシーの向上を図ることを含む実践的な消費者教育を推進します。</p> <p>(施策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラルや情報リテラシーの向上に資する取組や講座・教材などに関する情報の共有と活用の促進</li> <li>・学校教育等における実践的な消費者教育教材を活用した授業等の普及促進</li> </ul>
<施策2> 地域における消費者問題解決力の強化		<施策2> 地域における消費者問題解決力の強化
<施策3> 悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化		<施策3> 悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化
(別表)第3次岡山県消費生活基本計画目標値		(別表)第3次岡山県消費生活基本計画目標値
第4 計画の進め方		第4 計画の進め方